11 月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

「過労死等防止対策推進法」において、**11 月は「過労死等防止啓発月間」**とされています。
厚生労働省では、過労死の要因の一つである長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図るため、同月間に**「過重労働解消キャンペーン」**を実施します。

～「過重労働解消キャンペーン」期間における取組～

１．労使団体に対し、過重労働解消に向けた取組が実施されるよう要請を行います。
２．長時間労働が疑われる事業場に対し重点的な監督指導を実施します。
３．全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を実施します。
４．労働局長がベストプラクティス企業へ職場訪問を実施します。
５．「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。
６．過重労働解消のためのセミナーを開催します。

● 過重労働解消相談ダイヤル

令和８年 11 月７日（土）　9:00～17:00　▸ ０１２０－７９４－７１３（フリーダイヤル　なくしましょう　長い残業）

● 過労死等防止対策推進シンポジウム〈富山会場〉【参加費無料】

日時：令和８年 11 月 25 日（水）14：00～16：30（受付 13：00～）
会場：ボルファートとやま 琥珀の間（富山市奥田新町８－１）
※　参加には、事前申込みが必要です。
　　下記ウェブサイトからお申し込みください。
URL：https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/page_toyama.html

● 過重労働解消のためのセミナー【参加費無料】

日時：令和８年 10 月～令和９年１月
内容：企業の労務管理者向けの過重労働防止対策に必要な知識やノウハウを取得するためのセミナー
※ 詳細なセミナー日程・内容・申込方法等は、決定次第、富山労働局のホームページにおいてお知らせいたします。

【記事に関する問合せ先】富山労働局労働基準部監督課　TEL.076-432-2730